

令和元年度

包括外部監査結果報告書の概要

子育て及び女性の活躍に関する財務事務の執行について

令和2年3月

奈良県包括外部監査人

前川英樹

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

子育て及び女性の活躍に関する財務事務の執行について

（2）監査対象期間

平成 30 年度（自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても監査対象とする。

3 特定の事件の選定理由

日本の生産年齢人口の割合は平成 4 年から低下を続けており、労働力の確保が緊急の課題となっている。課題に対する取り組みの一つとして女性の就業率向上があげられるが、一般的に女性は男性に比べてライフイベントによって働き方を左右されることが多いと言われており、ライフイベントに左右されない就労環境の整備や社会的支援が、国をあげて取り組まれている。また、将来の労働力確保のためには、出生率を上昇させることもまた急務となっている。

県の状況を見ると、保育所待機児童率が全国 37 位（平成 27 年度）、女性の就業率が全国最下位（平成 27 年度）となっており、合計特殊出生率も 38 位（平成 30 年）と低くなっている。このような状況に対して、女性の活躍の推進や結婚・子育てに対する支援を通じた女性の就業率の向上を目指す中で、県がどのように施策を決定しているのか、また取り組んでいる施策についてどのように有効性を評価しているのか検証すべきと判断し、当該テーマを選定した。これについては、教育、就業支援や産業振興といった一般的な政策の中において、子育てや女性の活躍という視点がどのように検討され織り込まれているかという点についても検証の範囲に含めている。併せて、昨今大きな問題となっている子どもへの虐待に対する問題の対策等についても、同様に検証の範囲に含めている。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象範囲

子育て及び女性の活躍に関する県の中心的な役割を果たしている福祉医療部こども・女性局各課の実施事業、並びにテーマに関連する施策を実施している所課/室の事業を対象とした。

(2) 主な監査手続

(合規性の観点)

以下の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われているかを関係書類の閲覧、担当者等への質問、現場視察等により確認する。

- ・各事業における物件費・委託費等の執行が適切に行われているか
- ・各事業における補助金の申請・決定・交付等が適切に行われているか 等

(経済性、効率性等の観点)

以下の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかを関係書類の閲覧、担当者等への質問、現場視察等により確認する。

- ・費用対効果の検証が行われ、検証結果を次年度以降の事業に反映しているか
- ・施策に適合した事業を検討、実施しているか 等

5 監査報告における「結果」と「意見」の区分

(1) 「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合規性（適法性と正当性）の観点から、「経営に係る事業の管理」については合理性と能率性の観点から、判断している。

① 「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項、または違反していないものの社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。

② 「意見」

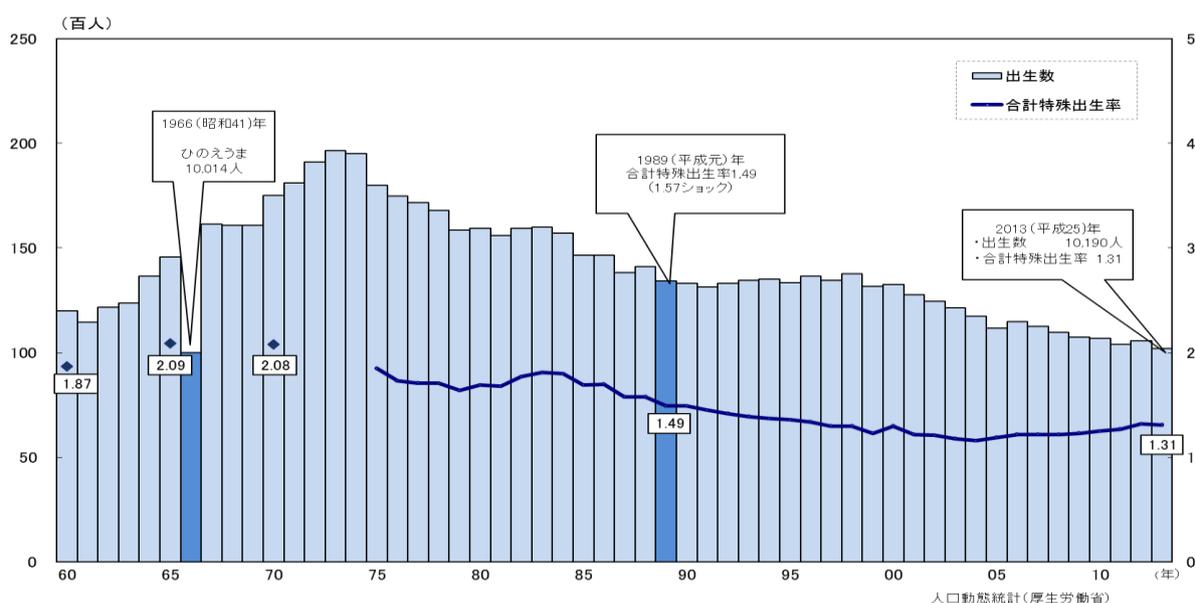
合規性（適法性と正当性）あるいは合理性と能率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項、及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。

第2 子育て及び女性の活躍に関する施策の概要

1 少子化対策・子育て支援に関する概要

県の出生数及び合計特殊出生率は、昭和50年代以降、長期的に低下傾向となっている。合計特殊出生率は昭和45年には2.08で全国23位であったが、平成25年には1.31で全国43位、また最新値では平成30年に1.37で全国38位となっている。

【奈良県における出生数と合計特殊出生率の推移】



【出典：奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン】

県は、少子化を改善するため、平成27年度から令和元年度の5年間を計画期間として「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」は策定した。当該プランは、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」に基づき策定した計画である。

同計画は、福祉医療部こども・女性局女性活躍推進課が策定を担当しているが、同計画で掲げられている基本目標・指標、成果指標、行動指標については、福祉医療部こども・女性局以外の部署が所管するものも多数含まれ、全庁的に取り組まれている計画といえる。

また、子育ての当事者や子ども・子育て支援関係団体、市町村等多様な主体が参画する「奈良県こども・子育て支援推進会議」において、施策の実施状況や課題、今後必要な取組等について審議し、その結果を以後の施策に反映させ、必要に応じ計画を変更していくこととしている。

【意見】

妊産婦健康診査について、診査を実施した医療機関から各市町村へ診査結果が共有されていない。効果的な妊産婦治療の推進のためにも、早期に診査結果の共有体制を整備されたい。

妊産婦健康診査の実施に関して、生駒市・山添村・十津川村以外の各市町村と奈良県医師会との間で締結している集合契約に、診査結果の共有が盛り込まれていない。そのため、各医療機関で妊産婦健康診査を実施しても、現状は各医療機関から市町村への診査結果の共有がなされていない。

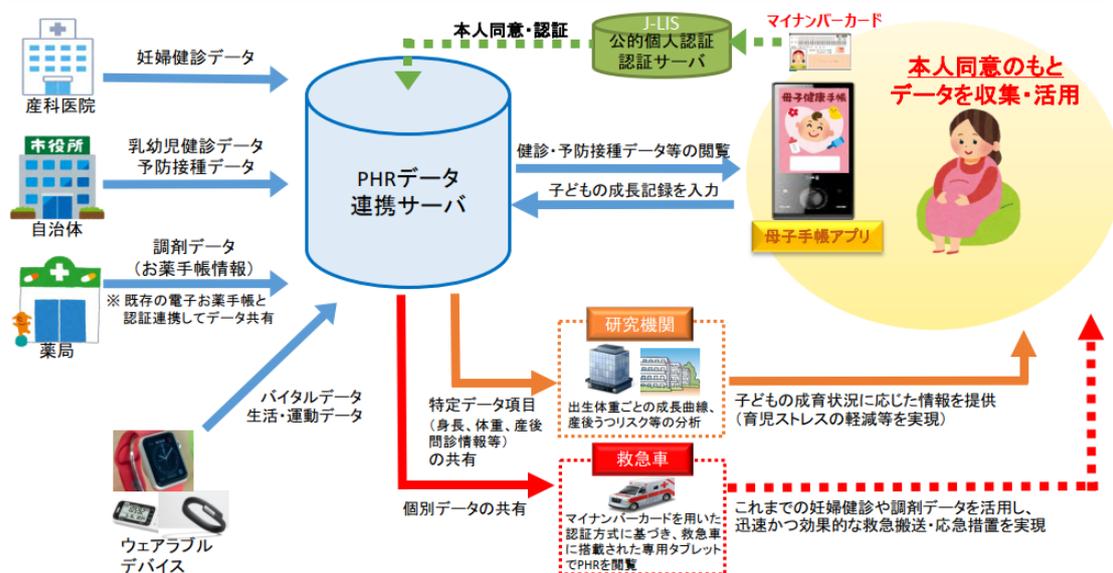
以前より、県が主導して奈良県医師会と診査結果の共有について交渉しているが、診査単価の上昇につながることから折り合いがつかず、交渉妥結に至っていない。健康診査の結果は、効果的な妊産婦治療の推進に欠かせない重要な情報と考えられ、他県においても共有が進んでいることから、県においても早期に診査結果の共有体制を整備されたい。

【妊婦健診データの共有事例】

(参考) 「妊娠・出産・子育て支援PHRモデル」(前橋市)の概要

3

- マイナンバーカードを活用した本人同意・認証のもと、自治体保有の乳幼児健診や予防接種に関するデータを自動で市民のアプリに連携する仕組みを実現した他、産科医院の妊婦健診に関するデータ、お薬手帳のデータ等もPHRとして入力することが可能となった。
- これらのPHRデータに関係者で共有・活用することで、母子への効果的な健康支援等へ活用する仕組みや救急時に活用する仕組みを推進。

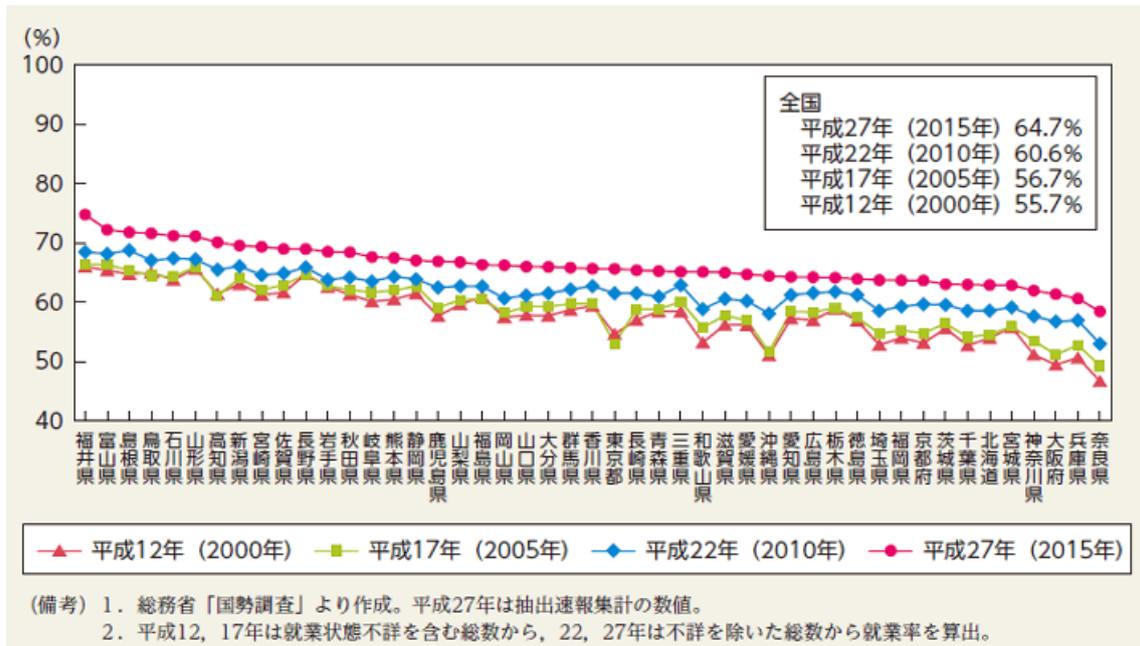


(出典：未来投資会議 構造改革徹底推進会合「健康・医療・介護」会合(第6回))

2 女性の活躍に関する施策の概要

県の女性の就業率（15～64歳）は上昇しているものの、平成27年時点では依然として全国最下位となっている。

【都道府県別 女性の就業率（15～64歳）の推移】



（出典：男女共同参画局「都道府県別女性の就業率（15～64歳）の推移」）

奈良県では、このような状況を改善するため、また、国の女性活躍推進の施策に従い、男女共同参画社会基本法、奈良県男女共同参画推進条例、女性活躍推進法に基づいて平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間として「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」を策定した。

同計画は、福祉医療部こども・女性局女性活躍推進課が策定を担当しているが、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランと同様、同計画で掲げられている成果目標、行動指標については、福祉医療部こども・女性局以外の部署が所管するものも多数含まれ、全庁的に取り組まれている計画といえる。

また、同計画は、男女共同参画の推進組織である「奈良県男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局が連携を図りながら推進している。そして、奈良県男女共同参画推進条例に基づいて設置した「奈良県男女共同参画審議会」が、知事の重要な附属機関として重要事項を審議している。

【意見】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」は、「成果目標」(アウトカム)について、4つの観点(マインド、フィールド、スキル、ライフ)による「解決の方途」から分類し、成果目標を達成するための具体的な施策の進捗状況(アウトプット)を表す指標として「行動指標」を設定している。一方、具体的な施策は、女性のライフステージごとに設定している。そのため、いくつかの具体的な施策については、行動指標との関連が明確でなく、どの指標の向上に資するのか判然としないものがある。具体的な施策を実施する際に、どの指標の向上を目的としているのかを意識しなければ、漫然と施策を遂行するだけに陥る可能性があるため、具体的な施策と行動指標の関連を明確化することが望ましい。

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」では、「成果指標」(アウトカム)と「行動指標」(アウトプット)を設定している。両者は、成果指標を達成するために具体的な施策を実施し、その個別の施策の達成状況を測るのが行動指標であるという関係にある。しかし、成果指標及び行動指標は、4つの観点(マインド、フィールド、スキル、ライフ)から分類しているのに対して、個別の施策はライフステージごとに設定しているため、例えば以下のとおり、行動指標と具体的な施策との関連性が明確でないものがある。行動指標と具体的な施策の関連性を明確化することで、具体的な施策を実施する際は、どの指標の向上に資するかを意識して事業を遂行していくことが必要である。

【行動指標と具体的な施策に齟齬が生じているものの例】

		解決の方途 の分類	内容
事例1	行動指標	ライフ	県立学校におけるエイズ等性感染症に関する学習を実施している学校の割合(教科の保健学習を除く)
	具体的な施策	マインド	エイズに関する正しい知識の普及啓発の実施
事例2	行動指標	スキル	キャリアアップセミナーの受講者数
	具体的な施策	マインド	キャリアアップに関する研修・講座等の実施
事例3	行動指標	スキル	女性の起業セミナーの受講者数
	具体的な施策	フィールド	起業希望者の相談会、交流会の開催

(出典：奈良県女性の輝き・活躍促進計画)

【行動指標と具体的な施策の関連性が判然としない事例】

	行動指標/具体的な施策	関連性
行動指標	介護員（ヘルパー）養成数	「介護施設等の職員を対象とした研修等の実施」が具体的な施策としてあげられているが、これは「高齢者虐待等の相談体制等の整備」のための施策として計画に記載されており、どの施策で左記の行動指標を向上させるのかが不明確である。
具体的な施策	マタニティ・ハラスメント被害者へのカウンセリングの実施	被害者の心身のケア（解決の方途はライフに分類）を目的として、左記を具体的な施策として計画に記載している。しかし、マタニティ・ハラスメントに関する行動指標が見当たらない。
具体的な施策	結婚応援活動の推進、出会いイベント開催等の情報提供	結婚応援活動の推進（解決の方途はマインドに分類）、出会いイベント開催等の情報提供（解決の方途はフィールドに分類）を具体的な施策として計画に記載しているが、結婚支援に関する行動指標が見当たらない。

（出典：奈良県女性の輝き・活躍促進計画）

3 子育て及び女性の活躍に関する計画の進捗状況の調査

（1）【意見】

奈良県不妊専門相談センターへの相談件数が低迷している。相談窓口が平日のみ開催されていることが要因となっている可能性があるが、相談時には相談者の属性に関する情報を入手しているものの、データ集約ができておらず、分析に至っていないため、推測の域を出ない。有効な解決策を見出すためにも、相談者の属性を詳細に把握し分析する必要がある。

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」では、奈良県不妊専門相談センターへの相談件数を平成31年度に135件にする行動指標を掲げていたが、平成30年度は85件と低迷している。これについては、相談窓口を原則平日の金曜日のみ実施しているため、就業者が相談しづらい環境であることが原因ではないか、と県は推測している。しかし、例えば、相談者が就業者なのか、専業主婦・主夫なのかの分析をしていないため、仮に専業主婦・主夫が少ないのであれば、原因は周知不足など他にある可能性がある。相談者の詳細な属性データの集約と分析を実施し、相談件数の増加に結び付くような施策を打ち出すことが望まれる。

なお、仮に現在の県の推測が正しいのであれば、例えば、時間を問わないメールによる相談を受け付けることも有効ではないかと思われる。

【奈良県不妊専門相談センターへの相談件数の推移】

単位：件

年度（平成）	25年	26年	27年	28年	29年	30年
電話相談	87	85	76	63	77	67
面接相談	29	28	38	22	29	18
合計	116	113	114	85	106	85

（出典：県提出資料）

（2）【結果】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」において、行動指標の一つとして「子どもの体力（全国体力・運動能力・運動習慣等調査）—公立小学生」（平成25年 全国29位、令和2年度目標 全国平均以上）を設定しているが、指標の具体値の設定が的確でない可能性があり、よりの確な算出方法を検討するか、別の指標を検討すべきである。

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランにおいて、人間性豊かで心身ともにたくましい子供を育てる教育環境の整備の対策として、「子どもの体力（全国体力・運動能力・運動習慣等調査）—公立小学生」を令和2年度に全国平均以上にすることを行動指標として設定している。この指標の具体値は、国（スポーツ庁）から発表されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」をもとに、男女別の体力合計点（※下記参照）の全国順位を単純平均した数値としており、県独自の計算方法をとっている。

【体力合計点の推移と県の全国順位の推移】

単位：点（上4行）、位（下3行）

年度（平成）	25年	26年	27年	28年	29年	30年
全国（男子）	53.87	53.91	53.80	53.92	54.16	54.21
奈良県（男子）	53.82	53.93	53.66	53.57	53.64	53.89
全国（女子）	54.70	55.01	55.18	55.54	55.72	55.90
奈良県（女子）	54.04	54.61	54.60	55.00	55.41	55.42
順位（男子）	22	21	26	27	32	31
順位（女子）	33	31	35	33	31	35
順位（平均）	27.5	26	30.5	30	31.5	33

（出典：県報道資料及び県提出資料）

※ 体力合計点とは、種目ごとの測定値を10点満点で換算し、計8種目の80点満点での一人一人の体力合計点から平均値を算出したもの。種目は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、シャトルラン、50m走、立幅跳び、ボール投である。

しかし、男女別の全国順位を単純平均するという計算方法では、児童生徒男女の人口比が各都道府県で異なることから男女を総合計した正確な順位とはならないし、国による都道府県別の体力合計点の公表が公立学校の児童生徒を母集団としたものに限られているからという理由で、県内私立の児童生徒の実績を指標の計算に勘案しなくて良いのかという根本的な疑問が残る。

また、男子・女子ともに県の当該調査結果の平均合計点は上昇しており、全国平均の上昇との兼ね合いで指標が低下したことになっているが、当初の施策の目標である「子どもの体力向上」に照らせば、少なくとも目標は達成されていると判断できる余地もある。さらに、仮に県の平均合計点が下降しても全国平均が下降すれば指標としては達成される可能性すらある。指標の設定については、施策の目的との適合性を判断してなされるべきである。

（3）【結果】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」において、行動指標の一つとして「母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業率」を設定しているが、就業率は毎年下落している状況であり、詳細な原因分析が行われていない。早急に原因を究明し事業の改善をすべきである。

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業率を令和元年度に50.0%とすることを行動指標として設定している。各年度ごとの指標の推移は以下のとおりであり、減少傾向にある。

【母子家庭等就業・自立支援センターのバンク登録者の就業率の推移】

年度（平成）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
就業率	43.8%	41.4%	41.1%	40.2%	37.8%	33.5%

（出典：県提出資料）

減少理由について、県は、県内の有効求人倍率が毎年上昇しているため、従来バンク登録されていたような者の登録が減少し、より就業するための条件が厳しい者の登録者が増えているためではないかと推定されるものの原因の特定は困難としている。

【県の有効求人倍率】

年度（平成）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
有効求人倍率	0.84倍	0.89倍	1.04倍	1.18倍	1.34倍	1.42倍

（出典：奈良労働局主要指標）

労働局と連携して求職者のニーズに対応した情報の提供に努めるとしているが、過去の5年間の就職率が減少し続けている現状からすれば、具体性がなく不十分である。そのため、より詳細な原因究明を行って改善施策に取り組むべきである。

（4）【意見】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」において、行動指標の一つとして「児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数（国公立）」（平成25年 高校生11.6人、令和元年度目標 全国平均以下）を設定しているが、設定当時と社会情勢が変化しており、指標として適さなくなっている可能性がある。「中途退学率」等、他の指標に変更することが望ましい。

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランにおいて、高等学校における1,000人あたりの不登校生徒数（国公立）を令和元年度に全国平均（15.1人）以下とすることを行動指標として設定している。各年度ごとの指標の推移は次のとおりである。

【高等学校における 1,000 人当たりの不登校生徒数の推移】

年度	奈良県（国公立）	全国平均（国公立）
平成 25 年度	11.5 人	16.7 人
平成 26 年度	10.7 人	15.9 人
平成 27 年度	10.4 人	14.9 人
平成 28 年度	14.7 人	14.6 人
平成 29 年度	14.3 人	15.1 人

（出典：県提出資料）

県の高等学校における 1,000 人当たり不登校生徒数は、平成 25 年度から 1.2 倍近くに増加している。この理由について、担当課は、以下のとおり分析している。

- ・平成 28 年度の県公立高等学校入学者選抜より、欠席日数が多い生徒でも、客観的な資料として「医療機関の診断書、カウンセラーとの相談記録等」が提出できれば、状況に応じて公立高等学校進学が可能となったことから、不登校生徒数が増加した。
- ・平成 29 年 2 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、不登校児童生徒支援については、「学校に登校すること」（学校復帰）のみを目標にするのではなく、フリースクールや自宅等で ICT 等を利用した学習を支援するなど、多様な学びによる社会的自立を目指す方向が打ち出された。「学校に登校しないこと」に対する捉え方が大きく変わり、不登校児童生徒の増加につながった。
- ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（問題行動等調査 文部科学省）において、長期欠席者（30 日以上欠席した児童生徒）を「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の 4 つの欠席理由別に分類している。平成 28 年度までは、「病気」と「不登校」など欠席理由が 2 つ以上あり、かつ、主たる理由が特定できない場合は「その他」として分類していたが、平成 29 年度からは「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない場合のみ「その他」として分類するようになった。そのため、これまで「その他」に分類されていた生徒の一部が「不登校」に分類されるようになった。

以上から、不登校に対する世間の捉え方が変わり、必ずしも減らすことが是とされるわけではなくなっており、また、指標の測定方法も変更されている。さらに、当該行動指標は「人間性豊かで心身ともにたくましい子どもを育てる教育環境の整備」を推進する施策に関連していること、不登校でも教

育環境の整備が進んできたことからして、例えば、教育から完全に切り離されてしまう中途退学を防ぐ意味で、「中途退学率」を行動指標として用いることが望ましいのではないかと考えられる。実際、担当課では、不登校傾向を示す生徒が安易に中途退学を選択することがないように、進級や卒業に向けた粘り強い指導と支援を行っている。社会情勢の変化に合わせて、指標を再検討することが望まれる。

【高等学校における不登校生徒数及び中途退学率の推移】

年度	1,000人当たりの 不登校生徒数（人）		中途退学率 （％）	
	奈良県 （国公立）	全国平均 （国公立）	県立 （全日制）	全国 （国公立）
平成 25 年度	11.5	16.7	1.35	1.7
平成 26 年度	10.7	15.9	1.12	1.5
平成 27 年度	10.4	14.9	0.98	1.4
平成 28 年度	14.7	14.6	1.09	1.4
平成 29 年度	14.3	15.1	0.90	1.3

（出典：県提出資料）

（5）【意見】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」において、行動指標の一つとして「県が実施する在県外国青年と県内青少年との交流イベント参加者数」（平成 25 年 1,484 人、令和 2 年度目標 1,640 人）を設定しているが、各年度に報告する実績には計画策定当初から実施しているイベントの人数しか含めていない。他に類似のイベントを実施しているのであれば、そのイベントの参加者数も実績に含めることも検討すべきである。

奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランにおいては、「施策方向（1）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」の「⑤グローバル人材の育成」に寄与するものとの見方から、県が実施する在県外国青年と県内青少年との交流イベント参加者数を令和元年度に 1,640 人とすることを行動指標として設定している。各年度に報告する実績には、計画策定当初から実施しているイベント（JET 青年イベント、留学生イベント、フリートーク、バスツアー）の参加者数しか含めていない。

しかし、それ以外に、例えば平成 30 年度は「留学生による奈良の旧正月フェスティバル」を開催しており、同フェスティバルが上記の留学生イベントと類似のイベントであり、グローバル人材の育成に寄与するという意味合

いにおいては、行動指標の実績に含めることも一案と思われる。施策の行動指標が、いかなる施策の目的をはかるための指標なのかという実質に照らして、指標の要件を満たすものであれば実績に含めることも検討すべきである。

(6) 【結果】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、行動指標の一つとして「介護職（ヘルパー）養成数」（平成 26 年度実績値 1,214 人、令和 2 年度目標値 1,500 人）を設定しているが、過去の実績をベースに目標値設定をするのではなく、施策目的により適合した積極的な目標値を設定すべきである。

奈良県女性の輝き・活躍促進計画において、女性の高齢期の支援を評価する介護人材確保の達成状況を測る指標として「介護職（ヘルパー）養成数」を行動指標として設定している。そして、令和 2 年度に達成すべきその具体的目標値については、同計画策定当時のヘルパー養成数の過去実績推移から設定されたとのことである。

しかし、当該指標が介護人材確保を通して女性の高齢期を支援することを目標としていることに鑑みると、目標値は必要な介護人材数をもとに算出すべきである。平成 30 年度の介護人材需給推計結果では、令和 7 年度に県では 31,073 人の介護人材が必要との試算がなされており、平成 29 年度時点では 8,695 人が不足している。介護職（ヘルパー）養成者がすべて介護職に就いているわけではなく、また、ヘルパー養成者でなくとも介護職として就労できることから、介護人材のうちに占めるヘルパー養成者の割合やヘルパー養成者が実際に介護人材に就いた割合をもとにするなどして目標値を設定する必要がある。

(7) 【結果】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、行動指標の一つとして「女性の仕事時間（1 日平均）」（平成 23 年度実績値 4 時間 50 分、令和 2 年度目標値 5 時間 10 分）を設定しているが、行動指標として時間を用いた根拠が乏しく、指標の再考を検討すべきである。

計画を策定した平成 23 年度当時は、女性の就業者に占めるパートや非正規雇用の割合が高かったこと、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の公布が控えていたこともあり、女性の正規社員が増加すれば平均就業時間も伸長すると考え、女性の仕事時間を毎日 20 分増の全国平均値にすることを目標として設定した。

しかし時代は変遷し、平成 30 年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、就業時間を減少させることが重視されるようになった。そもそも当指標は、女性の正社員の増加を仕事時間を用いて測ろうとするものであり、正社員でも残業をしないとすると、当指標では本来の目的は果たせなくなる。時間を用いて正社員の増減を測るという選択にも疑問を感じるが、少なくとも当初の目的を測ることが難しくなった指標を継続して用いる意義は低い。女性の就業率を測る目的が付随してあったと仮定すると、働く女性が増加すれば、仕事時間も比例して伸びるが、この場合においても仕事時間ではなく、就業の有無を調査すれば目的は果たされるため、指標の再考を検討すべきである。

(8) 【結果】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、行動指標の一つとして「キャリアアップセミナーの受講者数」(平成 23~26 年累計実績値 154 人、平成 23~令和 2 年累計目標値 340 人)を設定しているが、各年度に報告する実績には計画策定当初から実施しているセミナーの受講数しか含めていない。他の所管課で類似のセミナーを実施しているのであれば、当該セミナーの受講者数も実績に含めるべきである。

計画を策定した当時は、県職員、市町村職員並びに民間職員が当セミナーを受講する予定であったが、県では人事課が独自に同内容の事業を実施することとしたため、当セミナーの受講者数の減少を招いた。女性の管理職増加が目標であり、そのためのキャリアアップセミナーであるということからすれば、どの課が主導しているかは関係なく、目的が同一であれば、実績に組み入れても問題はないと考えられる。どのような施策の目的をはかるための指標なのかに照らして、要件を満たすものであれば実績に含めるべきである。

(9) 【結果】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、行動指標の一つとして「県立学校におけるエイズ等性感染症に関する学習を実施している学校の割合(教科の保健学習を除く)」(平成 26 年度実績値 24.2%、令和 2 年度目標値 50%)を設定しているが、策定当時と状況が変化しており、指標の再考を検討すべきである。

奈良県女性の輝き・活躍促進計画において、思春期の保健対策として「県立学校におけるエイズ等性感染症に関する学習を実施している学校の割合

(教科の保健学習を除く)」の向上を行動指標と設定している。計画策定当時の平成27年は、学習指導要領の改訂にともない学習範囲がエイズのみから性感染症を含むように拡充されてまだ期間が浅く、教科の保健学習のみで思春期の保健対策が事足りるかどうかの見極め期間であったことから、教科以外での学習の実施を促進する行動指標を設定したことに一定の合理性はあったといえる。

しかし、その後、教科の保健学習で十分に思春期の保健対策としての目的が達成されると判断して教科以外の学習を実施する県立学校が減少していることからすると、当該指標を行動指標として設定することが意味をなさなくなっている可能性がある。むしろ、教科の保健学習を充実させるために指導教員の研修参加を促すような指標に再設定するなど、指標を再考すべきである。

(10)【結果】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」及び「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において定められた行動指標（アウトプット）に関して、女性活躍推進課以外の所管課においては、行動指標をそれとして選択・設定した根拠を認識していない事例や、当初設定時より制度や状況が変化しているにも関わらず当初設定した指標の実績値を報告するだけにとどまっている事例が、多数見受けられた。実施している施策がどのように行動指標の向上に資するのか意識せずに業務を遂行していることの証左であると考えられる。

県としてあるべき姿を実現するために事業を行っているのであるから、中でも特に子育てや女性といった重層的な社会的課題に取り組むには、関連する各部局の認識と理解が不可欠である。各所管課においては、行動指標の設定根拠を継続的に把握認識し、その指標の向上を意識して業務を遂行することが必要である。

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」及び「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において定められた行動指標（アウトプット）に関して、当初の計画策定時には、行動指標をそれとして選択・設定した根拠について議論がされ関係各課で共有されていたとのことであるが、女性活躍推進課以外の所管課においては、当初の設定根拠を認識しておらず、それ故に設定当時から状況が変化しているにも関わらず目標値や指標そのものの見直しが行われていない事例が見受けられた。

これでは、事業の評価や今後の改善に向けたアクションを効果的に推進することが難しく、局所的・感覚的な検討に終始することが懸念される。まず

は所管課が指標や目標値に対して自分事としての認識を持つことが重要であり、関係各課間におけるコミュニケーションの活性化が必要である。県こども・子育て支援推進会議及び県男女共同参画審議会においても、より深度あるモニタリングを期待したい。

第3 福祉医療部 こども・女性局の実施事業について

1 福祉医療部 こども・女性局の実施事業の全体像

福祉医療部 こども・女性局では、「女性活躍推進」・「少子化対策」・「こども・女性への支援」という3つの大きな政策と、それぞれの政策を3分割にした9つの取組課題を設定している。これを利用し、政策ごとに、現状分析とそれに対する国・県の施策を把握したうえで、個別の実施事業を把握していくアプローチを採用する。以下、政策ごとに記述していくものとする。

【福祉医療部 こども・女性局の政策】



(出典：県提供資料)

2 女性活躍推進—企業とともに進める女性活躍・男女共同参画の促進

(1) 【結果】

「子育て女性就職相談窓口」の利用者に対して、当該相談窓口を認知した経緯を受付表に記載するよう求めているが、当該情報を相談窓口の効果的な広告宣伝の検討のために活用できていない。直ちに改善が必要である。

相談者が相談窓口に来所した際に、相談者に対して受付票の記入を依頼し、相談者に関する情報を収集している。当該受付票には、「この相談窓口を知ったきっかけ」なる選択肢付きの質問事項があり、当該窓口を認知した経緯等を測る仕組みが設けられているが、当該情報を十分に活用しておらず情報収集にとどまっている。

受付票の選択肢には、①ハローワーク、②チラシ、③地域就職支援センター、④雑誌・インターネット、⑤公的機関、⑥テレビ、⑦県民だより、⑧知人、⑨その他、とあり、この情報を分析すれば、当該相談窓口の広告宣伝に関する有用な情報を入手し得るはずであるが、県は、予算の範囲内で前年度を参考にしながら広告宣伝の方法を決定しているに過ぎない。

就業の障害となっている事象は十人十色であり、複合的であることが予想され、より多くの事例を収集して分析することが、正確な原因の究明に繋がると考えられるが、まずは悩みを持つより多くの女性に当該事業を周知することが最重要である。これまでに 697 件の受付票データが収集蓄積されていることから、当該情報を早急に活用すべきである。

【受付票のサンプル】

来所 / 電話		受付
受付票		
さしつかえない範囲でご記入ください。		年 月 日 時 分
ふりがな	来所	初めて ・ 再来所
氏名	生年月日	S・H ・ ・ (歳)
郵便番号	電話番号	
	携帯番号	
住所		
本日希望する相談 該当する項目に☑を入れて下さい。		
<input type="checkbox"/> 家庭や育児で不安に思っている事について <input type="checkbox"/> 子育てに関する各種情報について <input type="checkbox"/> 仕事の探し方、現在の求人情報について <input type="checkbox"/> 応募書類、面接について (履歴書、職務経歴書、添え状 本日持参 (有・無)) <input type="checkbox"/> 職業訓練、資格取得について <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 状況確認/報告 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 来所予約 (月 日 時 分) <input type="checkbox"/> 他 ()		
本日の相談内容について、他の機関で相談されていますか? はい(機関名:) ・ いいえ		
◎以下については、前回より変更がなければ記入不要		
退職について		
1 退職した時期	結婚 ・ 出産直前 ・ 出産後	
2 退職理由 該当する項目に☑を入れて下さい。		
<input type="checkbox"/> 子育てに専念したかった <input type="checkbox"/> 結婚出産を機に辞める女性が多かった <input type="checkbox"/> 出産・育児休暇が取得しにくい職場だった <input type="checkbox"/> 職場から退職を促された <input type="checkbox"/> 通勤時間が長い <input type="checkbox"/> 保育所が見つからない <input type="checkbox"/> 夫や家族の理解や協力が得られない <input type="checkbox"/> 学校行事に多忙となる為 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就職について		
1 就職を希望する理由 該当する項目に☑を入れて下さい。		
<input type="checkbox"/> 子育てが一段落した <input type="checkbox"/> 社会との関わりを持ちたい <input type="checkbox"/> 経済的な理由 <input type="checkbox"/> その他 ()		
2 就職に向けての問題点		
<input type="checkbox"/> 知識の不足 <input type="checkbox"/> 子育て情報の不足 <input type="checkbox"/> 仕事経験 <input type="checkbox"/> その他 ()		
この相談窓口を知ったきっかけ (該当する項目に○をつけて下さい)		
ハローワーク ・ 地域就職支援センター ・ 公的機関 ・ 県民だより チラシ ・ 雑誌 インターネット ・ テレビ ・ 知人 (その他:)		

(出典：県提供「受付表」)

(2) 【結果】

女性の就労に関して2つの相談窓口事業が実施されているが、それら事業間の連携が取れておらず情報共有がされていない。その結果、当該業務がお互いに非効率になっているおそれがあることから、両事業間で情報共有し、連携を図る必要がある。

県は、女性を対象として、「子育て女性就職相談窓口」と「働く女性のための情報・相談事業」の2つの相談窓口を運営している。前者においては「就職活動」で悩んでいる子育て中の女性の相談を扱っており、後者においては、「継続勤務」について悩んでいる女性の相談を扱っている。

両窓口を持ち込まれる相談内容には非常に類似したものが見受けられる事例もありながら、それぞれの窓口が収集した情報は別々に管理され、両窓口間で情報共有を十分に行っているとは言い難いことから、就労の障害となっている事象を把握するには非効率である。

そのため、両窓口が情報共有し、連携して取り組む必要がある。

(3) 【意見】

地域文化力向上のための女性人材育成事業について、協定を締結し事業を委託していた公益財団法人奈良婦人会館（以下、「婦人会館」という。）が閉館したことを理由に、平成30年度に当該事業を廃止している。しかし婦人会館でなければ委託できない理由はないことから、他の事業者へ委託するなど事業継続に向けた検討をすべきである。

県は平成27年度に、語学や奈良の文化を学べる事業を既に実施していた婦人会館と協定を締結し、平成29年度から令和3年度までの5年間にわたって地域文化力向上のための女性人材育成事業を委託することに合意していた。しかし、婦人会館が平成30年度末をもって閉館したことを理由に、協定期間の満了前に当該事業の廃止を決定している。

上述したように、平成30年度の実績は良好であり、事業目的や事業の必要性が問題視された事実もないことから、婦人会館の閉館を理由に当該事業の廃止を決定するのは適切ではなく、他の事業者へ委託を試みるなどの対応が必要であったと考えられる。特殊な設備等が必要となる事業でもないため、婦人会館なしでも今後の事業の復活・継続は可能であると判断される。

3 女性活躍推進—起業等による女性活躍

【結果】

女性起業家販売促進支援事業「女性のためのショップ出店講座」について、当該事業が女性の起業や、女性起業家の売上増に結びつけたかの追跡調査を実施しておらず、効果検証が適切に実施されているとは言いがたい。事業の効果測定を意識した仕組み作りが急務である。

当該講座の受講後に、受講生が実際に起業したのか、又は売上増加につながったのかどうかを検証する追跡調査を実施していない。そのため、当該事業が女性の起業・売上確保にどのように役立ったのか、事業の効果検証が十分になされていない。

当該事業は、起業後に事業を続けていく女性を一人でも増やし女性の活躍を促進することが目的である以上、実際に起業・売上増に寄与したかどうかを指標として設定すべきであり、そのためには、少なくとも当該講座の受講者の追跡調査をするか、当該講座の受講者が起業後に県に報告する仕組み作りが必要である。

4 少子化対策—保育・放課後児童対策

(1) 【結果】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」及び「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」の5年程度の期間に渡る計画において、計画時点では具体的な行動指標の目標値を設定しているにもかかわらず、対する実績を把握していないものが数多く見受けられる。これでは進捗管理が行われていないと考えられるから、今後は適時に実績を把握し、推移や目標値との乖離を分析したうえで、施策の取組み状況の改善や計画の見直しを図るようにすべきである。

上記計画に関して、達成目標として計画時に設定された指標に対する実績データの提供を県に依頼したが、計画時点における具体的な行動指標の目標値と同程度詳細には把握していないとのことで確認できなかったものが多数あった。例を挙げると年齢別認定号別の保育所入所待機児童人数、保育士等人数や認定こども園の設置数といった定量的なものであり、適時の把握は可能であると思われる。

計画策定時と同じ水準の詳細な成果データを把握してこそ、それぞれの事業に対するきめ細かなアプローチができるのであるから、当該データを適時に把握して進捗管理をする必要がある。

(2) 【意見】

「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」における行動指標の具体的な目標項目として、「保育所入所待機児童がいる市町村数」、「放課後児童クラブ利用待機児童がいる市町村数」が設定されており、目標値として該当する「市町村数」が挙げられているが、目標項目としてそのような市町村数を設定するのは適切ではなく、「待機児童数」や「待機児童割合」等を目標項目とするべきである。

県では、保育所入所待機児童が生じている市町村が一部に偏っていること、また当該待機児童については市町村が第一に取り組み県はそれを支援するという考えのもと、上記のように「市町村数」を目標項目として設定しているが、待機児童の解消状況を示す指標としては間接的・定性的であり、推移の詳細な把握が困難となることから、より適切な指標を設定するべきと考える。例えば待機児童数を目標項目とするほうが直接的で明確であるから、目標項目の設定については見直しを検討されたい。

(3) 【意見】

安心子育て支援対策事業について、財源となる「安心こども基金」の年度当初残高をそのまま予算額としており、予算額と決算額が大きく乖離している（平成30年度予算額：323,800千円、決算額：175,039千円。）。実効性のある予実比較を実施して効率化を含めた次のアクションに役立てるためには、効果的な事業実施に見込まれる執行予定額を予算として設定した上でのPDCAサイクルの繰り返しが必要である。

安心子育て支援対策事業は、「安心こども基金」を財源とし、待機児童の解消を目指して保育サービス等の充実をはかる事業である。県は、予算額を当該基金の年度当初残高、決算額を実際の執行額として予実比較を実施している。当該基金残高をすべて当年度に執行する予定であるのであれば、当該基金の年度当初残高を予算額として設定することに問題はないが、基金残高をすべて執行する予定がないのであれば、予算額の設定が不適切であると言わざるを得ない。

これに対し、県によると、保育所等整備に対する補助金については、県の安心こども基金と国の保育所等整備交付金があるが、保育所等整備交付金を活用するには、安心こども基金の残高が不足している場合に限られており、安心こども基金の活用を優先する必要があるが、このような国の意向を受け、年度途中の案件についても、基金により柔軟に対応し、残高を減らすために、基金残高を予算計上しているとのことである。支出予算には、執行の上限を

画するという意義はあるが、支出予算と実績の乖離が大きい場合には、予実比較が意味をなさなくなることから、当年度の執行予定額を適切に見積もって予算額として設定することで、実効性のある予実比較を実施すべきである。

(4)【意見】

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について、交付先の市町村から県へ返還すべき金額がないか否かの積極的な確認をしていない。市町村が適切に返還事務を実施していないことが有りうることから、県から積極的に市町村に返還すべき金額の有無を確認することが望まれる。

課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなっている。また、補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当するが、補助事業に掛かった経費を控除対象仕入税額に算入することも出来るため、報告された仕入控除税額は、事業者に対して重複して交付したこととなる。そのため、返還の可否を判断するために、消費税等の計算結果について、事業者から補助金の交付元に報告するよう、要綱で定めている。なお、一部の事業者は重複して交付することがないよう、消費税の計算時に重複交付とならないように調整することが義務付けられており、その場合に返還義務は生じない。

安心子育て支援対策事業では、補助金は県から市町村を通じて事業者に交付されることになるため、事業者による消費税等の計算結果の報告は一義的には市町村になされる。そして、仮に返還すべき金額がある場合は、市町村を通じて県に返還されることになるが、県では、市町村から返還の有無に関する連絡が来ないことを理由に、返還すべき金額は発生しないと判断していた。

他の自治体では、事業者からの報告の徴取を失念している事例が多数発生していることから、市町村任せにするのではなく、県から積極的に市町村に確認することが望まれる。

【平成 30 年度 岩手県包括外部監査結果報告書より】

【指摘4】消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の未提出について

<要旨>

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱」の規定に従い、平成 28 年度分及び平成 29 年度分の仕入控除税額報告書を早急に提出させるとともに、返還額の有無を確認する必要がある。

(5) 【結果】

保育士人材バンク運営事業に関して、事業者が選定時に提出した提案書に事業目標を記載し、四半期ごとに事業効果を測定して時点修正を行うとも記載している。しかし、事業実施後に提出された業務実績報告が当該事業目標を達成しておらず、また、四半期ごとの時点修正も行われていない。事業者が提案書に記載した事項を適切に履行するよう、県として促す必要があるとともに、今後は有料職業紹介事業として照会実績に応じた委託料支払契約への転換を検討されたい。

保育士人材バンク運営事業に関しては、事業者選定にあたり公募型プロポーザル方式を採用しており、応募事業者は提案書に実施目標を記載し、さらに、四半期ごとに事業効果を測定して時点修正を行うとしていた。そして県は、応募事業者の事業実施体制等を評価して選定することになっていた。

しかし、事業終了後に事業者から提出された業務実績報告に関して、提案書記載の事業目標が達成できておらず、また、四半期ごとの時点修正も行われてなかった。県担当者は、随時、当該事業者の業務の進捗状況を確認していたとのことであるが、そうであれば尚更、提案に示された事業目標の進捗状況は早期に把握できたはずであり、提案書に記載されている四半期ごとの時点修正がなされてないことも把握できたはずである。

このように事業者から提案された事業目標が達成されていないにもかかわらず、問題なしとして検収されているのは、無料職業紹介事業者に委託したために職業紹介の実績件数に応じた委託料の設定や事後精算ができないことに起因している。今後は、事業者が提案書に記載した事項を適切に履行するよう、県として適時に促す必要があるとともに、有料職業紹介事業として目標達成度合いに応じた委託契約に転換していくことを検討すべきである。

(6) 【意見】

認定保育士研修事業補助金について、平成 30 年度は交付実績がない。事業者が交付申請を実施しない要因をより詳細に分析する必要がある。そして、当該要因が補助要件や申請・実績報告手続等に原因があるのであれば、補助金を使用しやすいように要件や手続を変更すべきである。しかし、そもそも当該補助金に対する需要がないのであれば、当該補助金の廃止を検討すべきである。

研修受講経費補助金は、保育士が研修を受講する際に代替職員を雇用するための経費を助成する補助金であるが、平成 30 年度は交付実績がない。ま

た、本補助金交付開始年度からの予実比較は下表のとおりであり、いずれの年度でも決算額が予算額を大幅に下回っており、施策の実効性に欠ける。

【研修受講経費補助金】

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算	1,770	1,770	893	239
決算	295	171	206	0
乖離	1,475	1,599	687	239

(出典：県提出資料)

県では、事業者が積極的に交付申請を実施しない要因として、以下の 2 点があると分析している。

- ・ 代替職員を雇用する度に交付申請及び実績報告の提出が求められる一方、補助される経費が少額であること。
- ・ 外部の保育士を一時的に雇用しなくとも、勤務シフト外の所属保育士を補填すれば事足りる場合が多いこと。

ただ、上述の分析は県担当者の主観であり、事業者からのアンケート結果や事業者へのヒアリング等による分析結果ではない。

県は、予算を減少させてはいるが、予実の乖離の要因分析については積極的に行っていない。少なくとも、過去に補助金の交付実績のある事業者に対して、交付申請を実施しなくなった理由を確認する必要がある。その分析の結果、要綱や手続を変更すれば申請が増えことが見込まれるのであれば、事業者が利用しやすいように制度の変更を検討すべきであるし、そもそも当該補助金の需要がないのであれば、当該補助金を廃止し、他の必要な事業に予算を振り向けるべきである。

5 少子化対策—安心子育ての地域づくり

(1) 【意見】

県は平成 25 年及び平成 30 年に「奈良県結婚・子育て実態調査」を実施したが、県の現状を踏まえた効果的な施策を実施するためには、調査対象者の拡大などを検討することが望ましい。

県は、県の現状を踏まえた施策を実施するために、平成 25 年及び平成 30 年に「奈良県結婚・子育て実態調査」を実施した。当該調査は 50 歳未満の男女を対象に実施しているが、子育て時に共働きであった 50 歳以上の県民を調査対象に加えることも有用であると考え。なぜなら、現在よりも共働き女性の就業環境が整っていなかった時代に共働きでの子育てを経験した県民の意見を聞くことで、女性が出産後も就業し続けるのに必要な条件や支援が把握でき、効果的な子育て支援サービスの計画や実施が可能になると考えられるからである。

(2) 【意見】

一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業については、保育所等に直接補助金を交付している各市町村が実施した需要予測に基づいて、県から各市町村に交付すべき金額を見積り、総額を予算額として設定しているが、各市町村間で需要予測に対する交付実績の比率にばらつきが生じている可能性がある。差異が生じた要因を分析し、当該比率の低い市町村に対しては、県から積極的に指導することが望まれる。

一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業については、市町村が各事業を実施する保育所等に対して補助金を交付している。県から市町村に対して補助金の交付を行っており、その負担割合は 3 分の 1 である。そして、県は各市町村が実施した需要予測に基づき県から各市町村に交付すべき金額を合算し、予算額として設定している。

平成 30 年度の各事業の執行率は、一時預かり事業が 88%、延長保育事業が 63%、病児保育事業が 71%といずれも 100%を下回っている。これは、需要予測に対する交付実績の比率が低い市町村があったことによるもので、各市町村間でばらつきが生じている可能性がある。

各市町村の当該比率について分析し、もしばらつきが生じている場合には、当該比率の低い市町村に対しては比率の高い市町村の取組や情報を提供するなどし、県として積極的に指導していただくことが求められる。

なお、平成30年に行った「奈良県結婚・子育て実態調査」の自由記述意見において、『子育て支援制度の周知を図ってほしい、子育てに関する情報がほしい』といった意見が多かった（子育て支援制度に関する回答件数73件中14件）ことから、市町村で各事業の周知方法に差が出ている可能性もあり、分析してみる価値があるといえる。

【延長保育事業】

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	52,465	68,882	74,780	75,861
決算	50,248	50,380	47,914	47,588
乖離	2,217	18,502	26,866	28,273

(出典：県提出資料)

【病児保育事業】

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算	53,528	62,099	62,836	90,887
決算	53,926	57,583	63,602	64,101
乖離	-398	4,516	-766	26,786

(出典：県提出資料)

(3) 【意見】

企業主導型保育利用者負担軽減事業について、達成すべき目標指標が設定されておらず、実績も把握されていないため、事業の事後検証ができていない。県の重要目標に照らして当該事業の目標指標を設定し、実績を把握することで、PDCAサイクルを通じた事業の改善を目指すことが求められる。

企業主導型保育利用者負担軽減事業について、達成すべき目標指標が設定されていない。そのため、当該事業の事後検証を実績に基づいて行うことも出来ておらず、事業成果の検証ができていない。例えば、企業主導型保育利用者負担軽減事業の実施企業数や利用者数を目標指標とするなど、県の掲げる重要目標に照らして当該事業で達成すべき目標指標を設定することで、PDCAサイクルを通じた事業の改善を目指すことが求められる。

6 少子化対策—結婚を応援する地域・職場づくり

(1) 【意見】

結婚に対する最も大きな障害となっている結婚資金に関する課題を解決するために、県として有効な施策を検討し、未婚化・晩婚化の防止につとめることが望まれる。

奈良県結婚・子育て実態調査報告書によれば、過去より県では、「いずれ結婚するつもりとする男女の割合」は高水準にあるにもかかわらず、未婚化・晩婚化が進展している。また、国立社会保障・人口問題研究所が発表している社会保障・人口問題基本調査によると、結婚に対する最も大きな障害は「結婚資金」であることが判明しているが、県が未婚化・晩婚化の防止のために実施している施策は、各種の結婚応援支援を通じて当事者間の意識を高めるものにとどまっている。

「結婚資金」に対する課題を直接的に解決するために、例えば、結婚新生活支援事業（地域少子化対策重点推進交付金）の県内対象市町村の拡大を促進する、成婚した男女が県にて居住する場合の県や市町村等による具体的なサポートの認知度を向上させる、挙式費用の助成や挙式費用に関する意識障壁の低下促進する（近年の挙式スタイルや平均的結婚費用の動向、親族からのサポート等の情報提供）といった施策を実施することが有用と考えられる。

(2) 【結果】

奈良県結婚・子育て実態調査委託業務において、仕様書の記載内容が曖昧で一義に理解されないため、契約内容が適切に履行されたのか判断する際に支障をきたす可能性がある。複数の解釈ができるような仕様書は、検収の適否について説明責任を果たすことの障害となり、時に紛争のもととなることから、多義的な解釈の余地を残さないように仕様書の記載内容を定める必要がある。

奈良県結婚・子育て実態調査委託業務は、事業者選定にあたり一般競争入札を採用しており、仕様書にて「各調査 1,500 人分の有効回答を回収する。有効回答が 1,500 に満たない場合は、委託者の指示により、新たな調査区を抽出し、同様に調査する」という条件を提示して業者の応募を募っていた。また、選定後に委託業者と締結した契約書添付の仕様書においても、同様の内容を記載している（1,500 人分に満たない場合は追加調査を実施し、回収期限は平成 30 年 10 月 31 日と定められている）。

しかし、平成 30 年度に実施した各調査において、有効回答数はいずれも 1,500 人分に満たなかったが、県は仕様を満たすと判断して検収をしている。その理由は、

- ・ 本委託業務において、有効回答数は県民の回答意思に委ねられ、有効回答数の回収未達は受託業者の不可抗力によるところもあること
- ・ 調査票の回収期限を平成 30 年 10 月 31 日としているのは、集計・報告書の作成期限に間に合わない可能性があり、この期限を超えてまで無制限に追加調査を指示することまでは想定していない（契約書上、追加調査を実施しても契約額の変更は行わないとしており、無制限に業者に追加費用を負担させるのは信義則に反すると判断している）

一方、仕様書の記載内容に関して、それぞれの調査において 1,500 人の有効回答を平成 30 年 10 月 31 日期限で回収することが必須であると字義に即して解釈することも可能であり、このほうが県が受け取る成果物としては充実しており有利である。

このように、複数の解釈が可能な仕様書の内容では、検収の適否について説明責任を果たすことができない、あるいは委託業者との間で紛争をまねく可能性があることから、多義的な解釈の余地を残さないように仕様を定めておく必要がある。

平成 30 年度 実施分	配布数	送達 不能数	回収数	無効票	有効 回答数	有効 回答率
夫婦調査	3,978	15	1,313	9	1,304	32.9%
独身者調査	3,978	33	777	9	768	19.5%

(出典：県ホームページをもとに監査人作成)

(3) 【結果】

平成 30 年度に実施した奈良県結婚・子育て実態調査において、5 年前の調査より有効回答率・数ともに大きく減少している。調査方法の再考が必要である。

平成 30 年度に実施した奈良県結婚・子育て実態調査において、以下の表とのとおり、有効回答率が夫婦調査 32.9%（配布数 3,978 件に対して、有効回答数 1,304 件）、独身者調査 19.5%（配布数 3,978 件に対して、有効回答数 768

件)であり、前回の平成26年度実施調査の有効回答率に比べて、極端に低迷した回答率となっている。

県では、当該要因について、平成26年度調査においては訪問留置方式(調査員が対象者を訪問し、調査依頼をして調査票を渡し後日回収する方法)としていたところ、平成30年度調査においては郵送配布・郵送回収に変更したことによって、主に以下の2点が影響していると分析している。

- ・ 郵送対象者を抽出するために利用した選挙人名簿には独身者か既婚者であるかの記載がないため、例えば「1つの住所に単身で済む者は独身である可能性が高い」といった一定の仮定を置いて母集団を設定している。そのため、質問受取者個人の属性と調査対象となる属性に不一致が生じる可能性がある。
- ・ 郵送配布時に、質問票を同居人から間接的に受取る場合、または質問対象者が住所地に居住していない場合、対象者が適時に質問票を受け取らない可能性や、対象者に質問票が届かない可能性が生じる。また、対象者が記入後に質問票をポストに投函する手間を敬遠する可能性もある。

当該実態調査の結果は、各種施策策定・実施の基礎情報となり、今後の県の施策に重要かつ広範な影響を及ぼすものであるため、有効回答率・数の著しい低下は、県の施策を誤った方向に導く可能性すらある。

母集団の属性情報の精度向上や、発送回数の増加、質問項目の変更等の調査方法の再考が求められ、特に独身者調査においては有効回答率の低下が著しいことから、訪問留置方式等による追加調査の実施を検討すべきであったといえる。

平成30年度 実施分	配布数	送達 不能数	回収数	無効票	有効 回答数	有効 回答率
夫婦調査	3,978	15	1,313	9	1,304	32.9%
独身者調査	3,978	33	777	9	768	19.5%

平成26年度 実施分	配布数	回収数	無効票	有効 回答数	有効 回答率
夫婦調査	2,115	1,964	80	1,884	89.1%
独身者調査	1,822	1,653	62	1,591	87.3%

(出典：県ホームページをもとに監査人作成)

(4) 【意見】

企業等を個別訪問して実施した結婚応援についてのアンケートについて、前年度に個別に訪問した先を選定しているにもかかわらず回答率が50%程度となっている。原因を分析し、回答数を増加させるための対策を講ずる必要がある。

平成30年度に実施した結婚応援についてのアンケートについて、回答率が50%程度（個別訪問実施数31社、アンケート回答数16社）にとどまっている。前年度（平成29年度）に個別に訪問した先を選定しているにもかかわらず回答率が低い要因について、県では、企業等の間で結婚・子育てに対する支援の機運に依然として温度差があることと分析しているが、未回答の企業等にヒアリングをし、アンケート方法や項目、内容について再考する必要がある。

なお、得られたアンケート結果においては、若者への結婚応援の必要性についての理解を示した企業等は8社、新たに結婚応援の取組を実施した企業等は2社という結果であった。したがって、結婚・子育て応援に関して、これまで実施してきたチラシ・リーフレット等で広く啓発・認知を促す事業は、企業等の結婚・子育てに対する支援の機運の醸成には有効に機能していない可能性が高く、企業等に直接働きかける施策を実施することが、結婚応援の取組を実施する企業数を増加させることに有用かも知れない。例えば、なら女性活躍推進倶楽部の会員企業との意見交換などを通じて、働き方改革と絡めて企業の取組みやすいコンテンツを提供することが考えられる。

(5) 【結果】

ポータルサイト「子育てネットなら」について、平成29年度にアクセス状況解析ソフトの不具合に伴う同ソフトの入替えにより、当サイトへのアクセス数のカウント方法が変更され、アクセス数が急減している（平成25年度実績に比べると平成30年度実績は84.6%減少）。

当サイトのアクセス数は、「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」の行動指標の1つとなっているが、測定方法が変更されたのであれば、それに応じて行動指標を変更すべきであったと考えられ、少なくとも次善の策としてはカウント方法の変更が行われた旨を注記して開示すべきである。

ポータルサイト「子育てネットなら」について、平成29年度のアクセス状況解析ソフトの変更以後、当ホームページへのアクセス数が急減している。これは、当該ソフトの変更時にアクセス数のカウント方法が以下のとおり変更された影響が大きい。

従前 : トップページ及びトップページからつながる各種閲覧ページも含めた閲覧累積数をカウント

変更後 : トップページの閲覧数のみをカウント

県としては、純粋な閲覧者数をカウントすべきという意味では、従前のカウント方法より変更後のカウント方法の方が妥当であると判断している。一方で、当ホームページへのアクセス数は、「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」の行動指標の1つとなっており、平成31年度に100万件のアクセス数とすることを目標としているが、新しいカウント方法では達成が困難といわざるを得ない。新しいカウント方法が正しいのであれば、それに合わせて適切な行動指標を設定し直す必要があったといえる。

実績	ホームページ 「子育てネットなら」アクセス数	目標値に対する 達成率
平成25年度	805,434/年	89.5%
平成26年度	719,415/年	79.9%
平成27年度	612,192/年	61.2%
平成28年度	833,403/年	83.3%
平成29年度	477,694/年	47.8%
平成30年度	123,905/年	12.4%

※平成25年・平成26年目標値900,000件/年、
平成27年度以降目標値1,000,000件/年

(出典：県ホームページ及び県提出資料より監査人作成)

7 こども・女性への支援—児童虐待対策

(1) 【結果】

う蝕ハイリスク児歯科保健指導モデル事業において、平成30年度では歯科衛生士会から歯ブラシを購入して供用しているが、未使用のままの余剰在庫が相当数生じている。平成29年度までは委託契約により歯科衛生士会の見積りに任せており、その見積数を踏襲するような形で購入数量を決定したところ、実際の使用数を大幅に上回ったものである。

令和元年度からは再び歯科衛生士会への委託契約に戻しているが、これまでのままでは年間使用量を大幅に上回る余剰在庫購入に相当する委託料の支出が生じてしまうことから、歯科衛生士会の見積りを信頼するのではなく、

事実上の過大発注にならないように当該委託契約の内容を見直すとともに、本事業の従事者全員の意識を改める必要がある。

う蝕ハイリスク児歯科保健指導モデル事業では、平成 30 年度においては当該事業で使用する歯ブラシを歯科衛生士会から購入する形式をとって供用していた。第 1 回目の保健指導実施直後に、幼児用と大人用合わせて 350 本（50 本入り×7 セット）を購入したが、平成 30 年度の検診者数が 59 名であったため、令和元年度は納品を中止してもなお令和元年 12 月 31 日現在で 436 本の余剰在庫が生じていた。令和元年度に入ってからからの検診者が 54 名であったことを勘案すると、平成 30 年度末時点でも 500 本弱の余剰在庫が生じていたものと推察され、過去の検診者数実績からしても、年 350 本の購入は明らかに過剰であった。

今後、当面は現在の在庫を消化することで済む状況であるので、県は、現在の委託契約を見直すとともに、今後においても、事業完了時に歯ブラシの使用実績数に応じて精算を行う等、事実上の余剰在庫を発生させないような契約内容にする工夫が必要である。

下の表は、平成 28 年度から令和元年度にかけて、本事業で購入等された「歯ブラシ、衛生用品等」の「実支出額」とされる金額と各年度の検診者数の年次推移を示すものである。

【歯ブラシ等の「実支出額」と検診者数の推移】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
契約形態	委託	委託	購入	委託
「実支出額」 ないし購入額	24,000 円	24,000 円	24,500 円 (含、歯ブラ シ 350 本分)	0 円
検診者数	70 名	90 名	59 名	令和元年 12 月 末時点 54 名

(出典：事業実績報告書等から監査人が作成)

平成 28 年度及び平成 29 年度の実支出額は、平成 30 年度の実支出額とほぼ変わらないことから、平成 30 年度と同様の歯ブラシ等相当額が委託料に含めて支出されていたと考えられる。各年度の検診者数からして、平成 30 年度と同様に、余剰在庫が生じていたことが推定される。

(2) 【結果】

う蝕ハイリスク児歯科保健指導モデル事業において生じた歯ブラシの余剰在庫について、受払管理が実施されておらず、あるべき在庫数が把握されていない杜撰な状態である。受払簿を作成することにより、適切な受払管理を行うべきである。

う蝕ハイリスク児歯科保健指導モデル事業において、7(1)の指摘のとおり、大量の歯ブラシの余剰在庫が生じている。しかし、中央こども家庭相談センターでは、余剰在庫の受払管理を実施していないため、あるべき在庫数が把握されていない。令和元年12月31日現在での在庫数の調査を県に依頼した結果、436本であった。

7(1)の指摘のとおり、余剰在庫が生じないような契約内容に改めることが先決であるが、余剰在庫相当が生じた場合には、盗難防止や無駄遣い防止の観点から適切に受払管理を実施する必要がある。

(3) 【結果】

子どもの「自立」サポート事業委託契約において、契約上、委託先業者が再委託を行う場合は、県から事前に承認を得る必要があるが、事前に承認を受けずに再委託を実施していた。再委託の事前申請に係る事務について適正な理解と処理が励行されるように組織的な取組を実践すべきである。

子どもの「自立」サポート事業委託契約において、契約書第9条に、「乙（委託先業者）は、業務の一部を第三者に再委託する場合は、書面により、あらかじめ甲（奈良県）の承認を得るものとする。」とある。また、仕様書の「7その他（3）再委託の禁止」では、「受託者は、当該事業の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することができる。」とある。これらにより、委託先業者が再委託を行う場合には、事前に県の承認を得ることが必要である。

しかし、委託業務終了後に委託先業者から提出された活動計算書には「業務委託費」による支出が計上されていることから、県が委託した業務の一部について委託先業者から再委託がなされたものと考えられる。これについて県の担当者は、委託先業者が業務委託費として報告した業務は、ホームページの運営や税務業務の報酬であり、仮に県が会計処理する場合には委託費として経理するものに該当しないことを理由に、再委託に該当しないと判断したとのことである。

軽微な再委託を定義して再委託の申請対象から除外することを事前に規定しているならば検討の余地はあろうが、そのような規定もないままでの上記のような判断による不作為は失当である。県においては、再委託の事前申請に係る事務について適正な理解と処理が励行されるように組織的な取組を実践すべきである。

(4) 【結果】

望まない妊娠相談対応力向上研修委託業務において、業者との契約額を決定するのに使用した見積書記載の項目が実績報告書から削除されている。当該項目は本来不要であった可能性があり、見積書の内容の精査を徹底して契約金額を決定すべきである。

望まない妊娠相談対応力向上研修委託業務において、次の表のとおり、契約額を決定するために業者から徴取した見積書に記載されていた「資料代：15,000円」が、実績報告書では削除されている。これは、研修当日は委託先業者の保有する資料を用いて研修が行われたため、資料代が発生しなかったとのことであるが、当初から委託業者が保有する資料を用いて研修を実施することが可能であったのならば、過大な見積書に基づいて契約額を決定していたことになる。結果的には講師の会費と会場費が見積額より過大となったことにより総額は見積書と同額になったとのことであるが、本委託契約は業務終了後に精算する必要がない契約となっていたことから、仮に講師の会費と会場費が見積り通りであれば委託業者は発生する見込みのない資料代相当額の利益を享受していたことになる。

このようなことがないよう、見積書の内容を精査して契約額を決定する必要がある。

【見積書と実績報告書の比較】

(単位：円)

			見積書①	実績報告書②	増減 ② - ①
謝金	基礎編	講師謝金 (基礎編)	90,000	90,000	0
	アドバンス編	講師謝金 (アドバンス編)	60,000	60,000	0
旅費	基礎編	講師旅費 (東京)	40,000	42,000	2,000
		講師旅費 (名古屋)	23,000	23,300	300
		講師旅費 (大阪)	2,000	2,140	140
	アドバンス編	講師旅費 (東京)	40,000	42,000	2,000
		講師旅費 (名古屋)	23,000	23,300	300
資料代等	資料代	資料作成及び印刷費 (ガイドブック)	15,000	-	△15,000
会場費等		会場使用料 (基礎編)	20,000	23,500	3,500
		会場使用料 (アドバンス編)	7,000	9,490	2,490
諸経費		事務局運営費等	10,000	14,270	4,270
合計			330,000	330,000	0

(出典：委託業者から提出された見積書と実績報告書をもとに作成)

8 こども・女性への支援—困難を抱える子ども・親への支援

(1) 【意見】

奈良県こども食堂開設・運営支援事業において、コンビニエンスストア等で購入したおにぎり等をそのまま「こども食堂」で提供する事業者に対しても、補助金を交付している。補助金の有効性の観点から、当該事業の補助要件に、「自ら調理した食事を提供すること」という条件を加えることが望ましい。

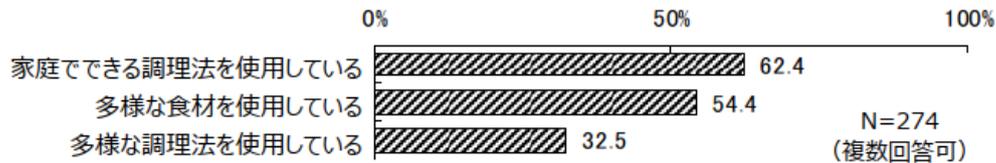
こども食堂には定まった定義がないと言われている。県がサポーターとして加入している「奈良県こども食堂ネットワーク」では、「あたたかなご飯があり、こどもが大切にされ、安心できる地域の居場所がある、それが「こども食堂」なのです。」と定義している。また、県では、「全てのこどもが将来に希望を持って健やかに成長できるよう、地域のこども達が、無料または低額で「食事」を提供するとともに、コミュニケーションを図り、地域で安心して過ごすことのできる「居場所」を提供する食堂」と定義している。

奈良県こども食堂開設・運営支援事業において、コンビニエンスストア等で購入したおにぎり、ヨーグルト等のみを「こども食堂」で提供している事業者があった。県では、こども食堂は食育の場としての役割よりも、子どもの居場所づくりとしての機能を果たすべきものと考えており、このような事業者に対して補助金を交付することに問題はないとの立場である。

しかし、農林水産省が実施した子供食堂向けアンケート調査結果「子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集～地域との連携で食育の環が広がっています～」(平成30年3月 農林水産省)(以下、「アンケート」という。)によると、回答結果の約6割が子供食堂で提供する食事に関して自炊を前提としており(「家庭でできる調理法を使用している」「多様な食材を使用している」「多様な調理法を使用している」等)、子供食堂を食育の場としても考えているということがうかがえる。

子供食堂運営者への調査結果（③食に関する経験の広がり）

◆子供食堂で提供する食事について意識していることを尋ねたところ、半数以上の子供食堂が「家庭でできる調理法を使用している」や「多様な食材を使用している」と答えました。



◆子供の食に関する体験や知識を増やす取組について尋ねたところ、配膳の手伝いや調理の手伝いといった、子供の経験を広げる取組をしている子供食堂が一定数ありました。



(出典：子供食堂向けアンケート調査結果「子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集～地域との連携で食育の環が広がっています～」(平成30年3月 農林水産省))

子供食堂で調理した食事を提供することは、配膳や調理の補佐を通じて子どもの食育につながることを想定されるし、また、栄養バランスの取れた食事を提供するという期待にも応えることになる。

税金を原資として補助金を交付する以上、こども食堂の役割を最大限に発揮することのできる事業者に助成対象を絞るべきであり、補助要件に自炊した食事を提供することを加えることが望ましいと考えられる。

(2) 【意見】

奈良らしい「こども食堂」推進事業について、補助実績が著しく低迷している。県は、子ども食堂運営者が補助金を利用しやすいように、事務手続を簡素化するような交付要件の緩和が望まれる。

平成30年度から始まった補助金であったが、実際に申請があったのは1団体のみであった。

これについて県では、翌年度の令和元年においては、同じ条件ながらも申請団体が増加したことから、子ども食堂運営者が当初に懸念したほど奈良県産であることの証明事務に手数を要するものではないことが今になって理解されたものであり、運営団体の認知度不足が原因であるから、交付要件等の見直しは必要ないと結論付けている。

しかし、以下に詳述するように、比較的小規模の子ども食堂運営者にとっては、現状の交付要件が厳しすぎるのではないかと危惧されるため、開催案内チラシの自費での印刷配布や、奈良県産であることの証明事務といった事務手続については、簡素化するような交付要件の緩和が望まれる。

例えば、補助金の交付の条件に、「補助金の交付の決定を受けた団体は、必ず、開催前の広報活動において、団体の活動趣旨、奈良県産の食材を活用した献立の内容を記載すると共に、団体の活動内容及び過去に提供した献立の内容が分かる写真を掲載した広報チラシを作成し、補助対象となる開催日 1 回あたり 200 部以上を配布すること。」とある。

開催前に、開催 1 回あたり 200 部以上の広報チラシを配布するとすると、その作成及び配布に相当のコストを要することになるが、このコストは、補助金の対象外である。

平成 30 年度に補助金が交付された団体は、実績報告によると、10 月から毎月 1 回、合計 6 回実施しており、毎回、広報チラシを 600 部作製し、自治会、学童、民生児童委員、スタッフを中心に、配布を行っていた。

この結果、この団体の「こども食堂」には、1 回当たりの平均で、68.0 名（うち、こどもは 22.6 名）の参加となっている。

日時	参加者（人）			献立	使用した食材
	こども	保護者等	その他の大人		
10月20日	15	10	25	カレー、サラダ	県内産牛肉
11月10日	16	12	27	カレー、サラダ	県内産牛肉
12月16日	18	14	28	カレー、サラダ	県内産牛肉
1月19日	32	30	35	カレー、サラダ	県内産牛肉
2月11日	27	22	21	カレー、サラダ	県内産牛肉
3月16日	28	20	28	カレー、サラダ	県内産牛肉
合計	136	108	164	408人	
平均	22.6	18.0	27.3	68.0人	

（出典：団体からの実績報告書から監査人が作成）

（注）

- 参加者 「こども」： 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
「保護者等」： 「こども」に関係する大人、例えば、父親、母親、祖母、祖父等
「その他の大人」： 「こども」に関係しない大人、例えば、近所のおじさん、おばさん、おじいさん、おばあさん等

当該団体は、毎回 600 部もチラシを作成、配布できるような団体で、参加者も平均 68.0 人からして比較的大きな団体と見て取れ、このような団体であったからこそ、チラシの作成及び配布が可能であったと思われる。

本事業でも前述した「奈良県こども食堂開設・運営支援事業」、他府県の状況も勘案して、1 回当たり 10 食以上提供できることを要件としていることとのバランスを考えると、本事業について 200 部以上の広報チラシ配布という要件は過重であり、比較的小規模な子ども食堂運営者にとっても補助申請の誘因を増大させるよう当該広報チラシ配布の条件について見直すべきである。

(3) 【意見】

奈良らしい「こども食堂」推進事業について、県は、申請団体が容易に交付条件を理解できるような募集要項等での説明の改善が望まれる。

「奈良県食材の購入にかかる費用」については、購入した食材が奈良県産であることを証明する食品表示ラベル又は内容が確認できる写真の添付が必要となる。

準拠すべき生鮮食品品質表示基準（制定平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 514 号、最終改正 平成 20 年 1 月 31 日農林水産省告示第 126 号）第 3 条によれば、販売業者（販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。）は、「名称」と「原産地」を表示すべきと定めている。

<p>(生鮮食品の表示事項)</p> <p>第 3 条 生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この条及び次条において同じ。）の品質に関し、販売業者（販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。）が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 名称 (2) 原産地</p>
--

このため、申請団体は、生鮮食品品質表示基準に従った食品表示ラベルの写真を撮るだけで原産地を示す証拠となるため、販売業者から食材を購入した場合の事務手続は容易である。

しかし、第 3 条但書には、「生鮮食品を生産し、一般消費者に直接販売する場合…（中略）…はこの限りではない。」とあり、生産者が生産物を直接消費者に販売する場合には、食品表示ラベルは不要となり、一般的には作成されない。よって申請団体が生産者から食材を直接購入する場合には、産地の証明として「内容が確認できる写真」が必要となる。特に、生鮮食品を安く購入しようとするのであれば、販売業者から購入するよりは、直接、生産者か

ら購入した方が一般的に安く購入できると思われることから、子ども食堂においては、この場合の方がケースとして多いと考えられる。

しかし、具体的にどのような写真であれば認められるのか、解釈が曖昧である。県によれば「食材の産地、価格等が示されている写真であることが必要である」とのことであるが、例えば、生産者と食材と一緒に撮った写真は、産地及び価格が不明であるため、認められない。食材の背景に地名を示す標識等が入っている写真は、産地は把握できるが、価格が不明であるため、認められない。もちろん、食材だけの写真は、産地及び価格も不明であるため、認められない。生産者による手書きによる証明、そこに産地及び価格の記載があれば、認められる、とのことであった。

食品表示ラベル以外の写真として、募集要項上、どのような写真が認められ、どのような写真が認められないか明瞭ではなく、申請団体は、県に対して認められる要件を個別に照会しなければならない、このような作業が申請団体の負担になっている、あるいは負担を想起させる懸念材料になっていると考えられる。

当該補助金は平成 30 年度が事業開始の初年度であり、実例が少ないことから困難であることは理解できるが、「内容が確認できる写真」の解釈について、募集要項等に実例を示して申請団体が容易に募集要件を理解できるよう工夫が必要である。

9 こども・女性への支援—困難を抱える子ども・親への支援

(1) 【意見】

「奈良県 DV 計画（第 4 次）」について、重点目標に関する目標指標が設定されておらず、また、各実施事業と重点目標の関係も明確でない。重点目標に関する目標指標を設定し、さらに各事業と重点目標の関連性を明確化することが望まれる。

「DV 計画（第 4 次）」において設定した重点目標に関して、目標指標が設定されていない。また、実施した事業がどのように重点目標に効果を与えているのかが明確でなく、当該基本計画の進捗管理が適切になされているとはいえない状況である。

まずは、当該基本計画で設定している重点目標に関連する目標指標を設定し、目標指標との関連性を意識して各事業を実施していくことが望まれる。

(2) 【結果】

「暴力被害者支援協議会」において、「奈良県 DV 計画（第 4 次）」で設定した重点目標に関連する各実施事業の進捗報告がなされているものの、その成果がどのように重点目標の達成に貢献したのかの報告がなされていない。また、重点目標については、達成状況に関する討議がなされていない。設置要綱に沿った当該協議会の適切な運用が必要である。

平成 30 年度の「暴力被害者支援協議会」の報告書において、各実施事業の進捗状況を報告している（「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」関連事業調べ）。しかし、当該報告では、各事業の実施状況は記載されているものの、重点目標の達成にどのような成果があったのかの報告がなされていない。さらに、「奈良県 DV 計画（第 4 次）」で設定した重点目標そのものの進捗状況も報告されていない。

これでは、適切に計画の進捗管理を実施しているとはいいがたく、当該協議会の設置要綱を満たしていないと考えられ、運用の改善が必要である。

(3) 【意見】

「奈良県 DV 計画（第 4 次）」の目標に上げられている「DV 相談事例及び一時保護の被害者状況の分析・分析の拡充」のために、DV の相談事例及び一時保護の被害者状況の属性・原因・行動分析の範囲を拡大することが望ましい。

平成 30 年度の「暴力被害者支援協議会」（平成 31 年 1 月 29 日開催）では、県における DV の現状資料として、被害者の相談件数・一時保護件数、一時保護の受付経路、一時保護対処後の状況といった内容の年次比較分析結果を公表しているが、これらの分析項目は、行動及び年齢・加害者との関係といった被害者属性に終始している。

しかし、被害者の行動の原因分析や、経済的・地理的属性の分析を実施していないことから、近年の県と全国の相談数の推移の乖離の原因究明にいたっていないと考えられる。そのため、DV 支援の相談窓口の告知方法や、相談員の適切な配置・時期・勤務方式、関係機関との連携度合の濃淡等について戦略的多角的に検討する材料がない状況にある。

県の特徴に合わせた DV 支援を実施するためにも、DV の相談事例及び一時保護の被害者状況の属性・原因・行動分析の範囲を拡大することが望まれる。

(4) 【意見】

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、行動指標の一つとして「DV 予防啓発出前授業の実施校数を令和 2 年度までに累計で 61 校とする」としている。しかし、令和元年度は予算の削減により出前授業の実施校数の減少が予定されており、このままでは行動指標が未達となるおそれがある。例えば謝金単価の引き下げを検討するなど、目標指標の達成に向け努力することが望まれる。

「奈良県女性の輝き・活躍促進計画」において、令和 2 年度までに「DV 予防啓発出前授業の実施校数を累計で 61 校とする」という行動指標を設定している。平成 30 年度末時点で累計の実施校が 45 校であることから、当該指標を達成するためには、令和元年度と令和 2 年度の 2 年間で 16 校、すなわち、年間平均 8 校で授業を実施する必要がある。しかし、令和元年度から予算が削減されて年間 6 校の実施計画だったため、このままでは行動指標が未達成となる可能性が高い。

予算が削減されたことを所与として考えるならば、行動指標を達成するためには、例えば謝金単価の引下げを検討するなど、行動指標の達成に向け努力されたい。

以上